

岩手県統計調査条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

岩手県統計調査条例

岩手県統計調査条例（昭和24年岩手県条例第54号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、県統計調査の実施及び結果の活用に関し必要な事項を定めることにより、県が作成する統計の有用性の確保を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者をいう。

2 この条例において「県統計調査」とは、実施機関が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1） 県がその内部において行うもの

（2） 法律又は政令において、市町村に対し報告を求めることが規定されているもの

（3） 国の行政機関（統計法（平成19年法律第53号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）からの委任を受けて行うもの

（4） 公安委員会又は警察本部長において警察法（昭和29年法律第162号）第36条第2項の規定による責務を遂行するために行う事務に関して行うもの

3 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち、次の各号のいずれかに該当するものとして実施機関が指定するものをいう。

（1） 県の主要な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計に係る県統計調査

（2） 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計に係る県統計調査

4 この条例において「県一般統計調査」とは、県統計調査のうち県基幹統計調査以外のものをいう。

5 この条例において「調査票情報」とは、県統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

（県基幹統計調査の指定等）

第3条 知事以外の実施機関は、前条第3項の指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に協議しなければならない。

- (1) 調査の名称及び目的
- (2) 調査対象の範囲
- (3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (4) 報告を求めるもの
- (5) 報告を求めるために用いる方法
- (6) 報告を求める期間

2 実施機関は、県基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、指定をした旨及び前項各号に掲げる事項を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、指定の変更について準用する。

4 知事以外の実施機関は、指定を解除しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に協議しなければならない。

5 実施機関は、指定を解除したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(県一般統計調査の実施等)

第4条 知事以外の実施機関は、県一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出のあった県一般統計調査について、県統計調査の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該届出を行った実施機関に対し意見を述べることができる。

3 知事以外の実施機関は、県一般統計調査を中止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定は県一般統計調査の変更について、第2項の規定は県一般統計調査の変更又は中止について準用する。

(結果の公表)

第5条 実施機関は、県統計調査の結果を作成したときは、当該県統計調査の結果及び第3条第1項各号に掲げる事項その他当該県統計調査の結果の利用に際し参考となるべき事項を、速やかに、県民が利用しやすい方法により公表しなければならない。ただし、県一般統計調査の結果については、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(報告義務)

第6条 実施機関は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定に基づき報告を求められたものは、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第1項の規定に基づき報告を求められた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(統計調査員)

第7条 実施機関は、その行う県統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、実施機関の指揮監督を受けて、県統計調査に関する諸般の事務に従事する。

(資料の提出及び立入検査)

第8条 実施機関は、その行う県基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求めたものに対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定に基づき立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第9条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(協力の要請)

第10条 実施機関は、その行う県基幹統計調査を円滑に行うため必要があると認めるときは、市町村長その他の関係者に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

(調査票情報の二次利用)

第11条 実施機関は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

(1) 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合

(2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第12条 実施機関は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

(1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として実施機関が別に定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

(2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として実施機関が別に定めるものを行う者 実施機関が別に定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第13条 前条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。
(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第14条 第12条の規定に基づく提供に係る調査票情報の取扱いに関する業務に従事する者又は従事していた者は、当該調査票情報の取扱いに関する業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する者は、同項の調査票情報をその提供された目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。
(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。
(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定に違反した者
- (2) 第14条第1項の規定に違反した者

2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第17条 第14条第1項に規定する者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第2項又は第3項の規定により県基幹統計調査の報告の義務を負うものの報告を妨げた者
- (2) 県基幹統計調査に関する業務に従事する者であって当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの

第19条 次の各号のいずれかに該当するものは、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第2項又は第3項の規定により県基幹統計調査の報告の義務を負うものであって、当該報告を拒み、又は虚偽の報告をしたもの
- (2) 第8条第1項の規定に基づく資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定に基づく質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の岩手県統計調査条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により実施している統計調査は、この条例による改正後の岩手県統計調査条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定による告示を行った県基幹統計調査とみなす。

- 3 旧条例第2条の規定により実施した統計調査（以下「旧条例に基づく統計調査」という。）により集められた調査票に記録されている情報は、新条例第2条第5項に規定する調査票情報とみなす。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に公表されていない旧条例に基づく統計調査の結果に対する旧条例第10条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。